

した。

そのほか、宇宿貝塚周辺の観光利用としては、宇宿漁港は、ホエールウォッチングの船舶が出入港する拠点港のひとつとして利用され、冬には大勢の人々が宇宿集落を訪れている。奄美群島は、冬期に回遊してくるザトウクジラが観察できるホエールウォッチングのポイントである。特にクジラと一緒に遊泳するホエールスイムは、日本有数のポイントとして知られ、人気を集めている。また、宇宿貝塚の東側にある大瀬海岸は、奄美大島有数のバードウォッチングのスポットである。毎年、NPO 法人奄美野鳥の会が、大瀬海岸で初日の出探鳥会（1月 1日）と創立記念大瀬探鳥会（11月 3日）を開催している。宇宿集落の前面の砂丘地に防風林として植栽されたトクサバモクマオウ林は、リュウキュウアサギマダラが越冬するスポットとして注目されている。

## 2 活用の課題

宇宿貝塚史跡公園は、複数の観光情報誌や観光サイト等に掲載され、情報発信がなされているが、来園状況については年間の平均利用者数が 1,280 人程度である。本市文化財課は、宇宿貝塚史跡公園の他、奄美博物館と歴史民俗資料館を所管しており、それぞれ年間平均来館者数が 11,000 人程度（奄美博物館）と 4,300 人程度（歴史民俗資料館）となる。これに比べると史跡公園の来園者数が少ない状況で、奄美大島の在住者及び来島者への新たなアピールが必要である。また、公園職員の無料ガイドによって公園内の案内を行っているが、遺構の露出展示や遺物の展示に関する解説パネルや復元図等が少なく、職員のガイドを利用せず来館者だけで見学する際には、宇宿貝塚に関する情報を十分に理解するのが難しいと思われる。

公園内で行う講座や講演会等、史跡を特徴付けるような講座やイベント等についても、定期的な開催ができていない状況である。

宇宿貝塚史跡公園や歴史民俗資料館を中心として、笠利地区東海岸に所在する文化財群の一体的な保存活用を図る「奄美古代村構想」が、奄美市に合併する前の旧笠利町時代から提唱されている。しかし、整備計画や予算措置等が具体的に定められておらず、方向性の提示でとどまっている状態である。そのため、各文化財の現状や本市の情勢を鑑みながら、構想の加筆・修正が必要になってくる。

郷土教育への活用は、市内小中学校等の郷土学習に伴う公園見学が無料入園分を含めると全体の約 30% と高い割合となっている。しかし、公園内の見学に留まっており、地域の文化財群を含めた活用プログラムが開発できていない。

ホエールウォッチングやバードウォッチング等で宇宿集落を訪ね、宇宿貝塚の周辺で自然観察を楽しむ人が増加しているが、史跡及び周辺文化財群を観光資源として活用する方策についても、十分検討されていない。

## 第3節 整備における現状と課題

---

### 1 整備の現状

---

宇宿貝塚史跡公園は、覆屋施設部分と広場部分に分けることができ、それぞれの現状について記述する。

覆屋施設は、露出展示を行っている遺構及び発掘調査跡を覆っており、史跡を保護している。施設の入口は、来園者が登る階段が2箇所あり、その横には車椅子利用者用のスロープが設置されている。

施設内部の展示スペースは、①縄文時代の竪穴住居跡と生活面 ②昭和30年（1955）の発掘調査跡 ③中世の地層面 ④出土遺物の常設展示 ⑤縄文時代の体験スペース ⑥土層断面の剥ぎ取り層に分かれており、①から③は露出展示となっている。展示スペースの間を見学用通路が通っており、発掘調査跡を高い位置から見ることができる。

宇宿貝塚が立地する砂丘上は、もともと畑が営まれていたため、現在の広場部分の場所は平坦になっていた。そのため、公園整備の際に、広場部分は盛土して地形復元整備を行っている。復元後の平坦部と崖状の斜面部の境界にはソテツ等を移植している。平坦部には、芝生を張っており、公園職員による管理がなされている。

公園の近くには、奄美市立宇宿保育所があり、広場部分は園児の遊び場所や避難訓練場所としても利用されている。

### 2 整備の課題

---

覆屋施設入口の階段は、手すりの設置等のバリアフリー化が必要である。さらに、車椅子利用者用のスロープは、一度施設内部の見学用通路を通って受付に向かうが、その周辺にも階段が設置されているため受付を行うことができない。

施設内は、展示スペースの間を見学用通路が通っており、発掘調査跡を高い位置から見ることができる。しかし、通路には、転落防止柵がなく見学者転落の危険性がある。

公園広場部分の芝生管理は、職員による草刈りが実施されているが、繁茂する速度が速く、通常業務中に行っているため、その管理が負担になっている。



写真 50 露出展示の様子

広場部分では、地元の子ども達が遊ぶこともあるため、周囲に転落防止柵を設置することが望ましい。

## 第4節 史跡保護覆屋施設における現状と課題

### 1 史跡保護覆屋施設の現状

覆屋施設は、鉄骨造り一部鉄筋コンクリート造りの構造で、その屋根部はトタン屋根となっており、長時間の降雨の場合は覆屋の縁辺部全体に雨漏りが発生する。また、外気温が上がり屋根が熱せられると、トタン屋根が膨張して音が発生する。外壁は、コンクリートブロックにサンゴ石垣を張り付けており、その上にガラスブロックを載せる構造となっている。ガラスブロックは、鉄骨にビスで固定してコーティングを施した状態である。

### 2 史跡保護覆屋施設の課題

覆屋施設の屋根部は、平成16年（2003）の開館当初から雨漏りが頻繁に起こっており、遺構の展示状況にも影響している。雨漏りは、構造的問題によるものと材質の経年劣化に伴うものが発生し、大雨時には雨水が露出展示の竪穴住居跡に流れる場合もある。継続的に修繕を実施しているが、一定期間経つと再度雨漏りするようになる。また、壁面に張り付け展示をしている土層断面の剥ぎ取り層も濡れて部分的に壁から剥がれている。

施設入口部分の天井には、石膏ボードが使用されており、雨漏りに伴い落下することもあるため、公園職員や来園者に接触する可能性も考えられ非常に危険である。熱膨張によるトタン屋根の騒音は、来園者から苦情が寄せられることがある。

外壁のガラスブロックについては、台風の被害により、一部が落下したことがある。覆屋は、県道沿いに建っているため、落下に伴う重大な事故につながる恐れがある。また、夏期は外壁がガラスブロックのため、



写真 51 覆屋施設の屋根部



写真 52 覆屋施設の壁面ガラスブロック

覆屋内の気温が上昇し熱中症になる危険性もある。

覆屋施設の状況について、老朽化による屋根部の鏽や穴の修繕、ガラスブロックの繋ぎのシーリングの取り換えが必須で、抜本的な大規模改修も検討する必要がある。

## 第5節 運営体制における現状と課題

### 1 運営体制の現状

宇宿貝塚史跡公園は、本市文化財課が所管している。文化財課は、奄美博物館・歴史民俗資料館・宇宿貝塚史跡公園の3施設の管理運営業務、文化財保護業務の2業務を担当している。

宇宿貝塚史跡公園を含めた3施設の管理運営業務は、本市文化財課職員6名（奄美博物館6名）と会計年度任用職員4名（歴史民俗資料館2名、宇宿貝塚史跡公園2名）の体制により行われている。宇宿貝塚史跡公園職員の勤務は、それぞれが月15日勤務となっており、1名勤務になる場合が多い。その際、トラブル等が生じた場合は、文化財課のほか、本市笠利総合支所地域教育課へ連絡する体制を整えている。

平成16年（2004）4月に発足した奄美文化財サポーターDEIDEIDEIの総会・定例会は、史跡公園が利用されており、史跡を拠点として笠利地区を中心とした文化財の保護活動等を行っている。

### 2 運営体制の課題

宇宿貝塚史跡公園では、来園者に対し園内のガイドを行っているため、1名勤務中は受付が不在になり複数来園時の対応が難しい。また、昼休憩のため1時間の閉館を余儀なくされ、十分なサービスを提供できていない状況になっている。公園広場部分の伐採業務も月数日の2名勤務時のみ行っているため、十分な管理ができていない。

本市文化財課の職員は、奄美博物館（奄美市名瀬長浜町地内）が勤務地となっているため、史跡公園内で問題等が生じた場合の対処が遅れてしまう。

本市文化財課が中心となり、史跡が所在する宇宿集落と連携の強化を図り、将来的には行政と地域住民、奄美文化財サポーターDEIDEIDEIで史跡の保存・活用に取組む「宇宿貝塚保存会（仮称）」のような組織の設立が望まれる。この際、史跡の保存・活用における行政と地域住民、文化財サポーターDEIDEIDEIの役割分担等を明確化していく必要がある。また、史跡の保存・活用・整備に関わる府内連携体制も充実させなければならない。

## 第5章 史跡の保存活用における基本方針

### 第1節 大綱

史跡の保存・活用・整備は、史跡を確実かつ恒久的に保存し、そのかけがえのない価値を後世へ継承していくことが原則である。

そのためには、本市が将来像「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷～太陽の恵みのもとで、ゆったりとくらす人々が、自然の声を伝えていくまち～」の実現に向けて、各種施策を実践していく必要がある。本市では、関連施策と十分調整を図りながら総合的に進めていく。

史跡の保存・活用・整備は、史跡のことだけに留まるものではなく、史跡を中心としたまちづくりの施策である。その施策の進展は、本市の独自性・固有性を高め、さらに住民の誇り・愛着を醸成するものとして欠かせない資源ともなる。

- 1 奄美群島における考古学発祥の地となる遺跡
- 2 九州との長期にわたる継続的な交流と奄美文化の推移を明らかにした遺跡
- 3 奄美文化の特質や成り立ちを示す遺跡
- 4 近年の調査成果から見た新たな価値付けの可能性

史跡の本質的価値



**奄美考古学発祥の地で、南西諸島を代表する貝塚遺跡**  
～奄美独特の地形と豊かな自然に根差した個性豊かな文化を  
　　目で見て、肌で感じができる遺跡～

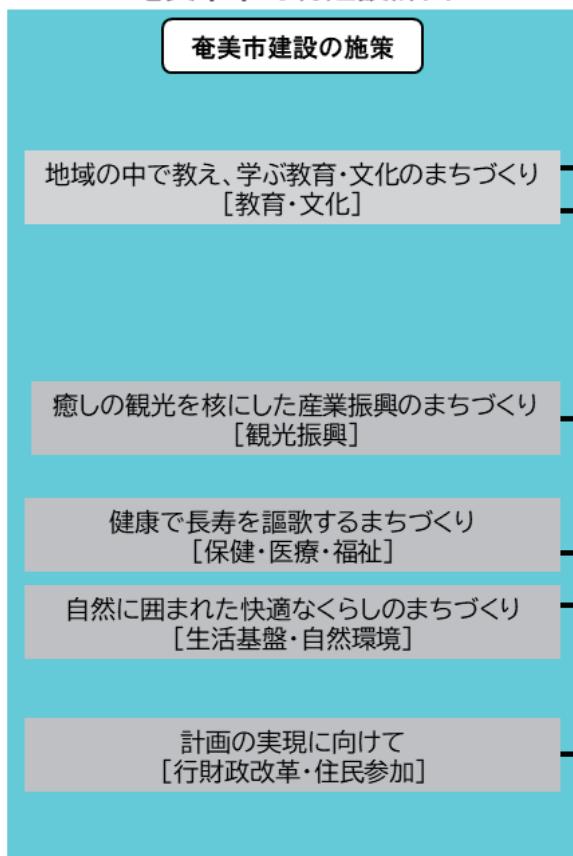
### 第2節 基本方針

「奄美市市町村建設計画」における施策の大綱に従いながら、将来像「自然・ひと・文化が共につくるきよらの郷～太陽の恵みのもとで、ゆったりとくらす人々が、自然の声を伝えていくまち～」の実現に向けた史跡の保存・活用・整備における基本方針を、以下のとおり定めるものとする。

## 宇宿貝塚における保存活用の基本方針

I	[保存] 宇宿貝塚について、史跡指定地を対象として、本質的価値を損なわないように、適切な維持管理を行い、恒久的保存を図る（保存）。
II	[活用] 亜熱帯の豊かな自然の恵みを受けながら営まれていた暮らしを体感、学習できる知的空间として活用・整備し、また社会教育・学校教育としての郷土学習の教材として育んでいく（社会教育・学校教育）。
III	[活用] 調査研究を重ねながら、史跡の本質的価値を一層引き出し、ここでしか見ることができない唯一無二の存在に高め、大島北部の観光資源・地域資源として育んでいく（観光振興・地域振興）。
IV	[整備] 史跡の保存環境と地域住民の生活環境及び景観の調和と保全を図りながら、安らぎの空間として、史跡があるまちにおける良好な住環境の創出を図る（整備）。
V	[体制] 史跡の保存・活用・整備は持続可能なものとし、本市における体制の充実に努めながら、行政だけではなく地域住民や市民、民間企業等が史跡の価値を共有し、特に保存・活用に対して積極的に参画し、市民協働・官民連携による取組みを醸成する（官民連携事業（PPP/PFI））。

### 奄美市市町村建設計画



### 史跡宇宿貝塚保存活用計画

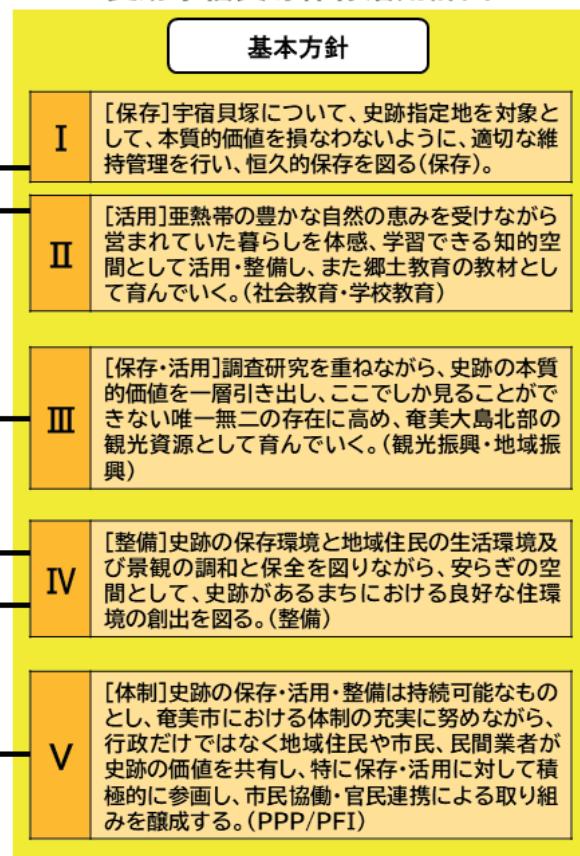


図 22 奄美市市町村建設計画と史跡保存活用計画における施策の対応関係

## 第6章 史跡の保存

### 第1節 保存の方向性

史跡が立地する砂丘地について、遺跡分布範囲を中心に保存計画区域を設定し、その範囲内における既指定地の適切な保存管理を進めていく。あわせて出土遺物の整理・分析や追加指定等に伴う発掘調査を行い、宇宿貝塚の全体像の解明を進めていくことにより、史跡の価値を一層高めるとともに、その成果に基づいた保存の方向性を展開させていく。

保存計画区域内では、史跡の本質的価値を確実に保存するため、遺跡分布や土地利用状況等に基づいた地区区分を行い、想定される現状変更の行為を整理し、それぞれの行為に対する取り扱い基準を定めて、適切に対処する方策を実施していく。また、区分ごとの発掘調査の方法も整理する。

さらに、史跡単体のみではなく、史跡が所在する砂丘一帯の自然環境とも調和を図りながら、周辺文化財群も含めた一体的な保存を推進し、地域の自然・歴史・文化を繋ぐさまざまなストーリーを語れる場としての醸成を図る。そのために、行政と市民の連携による保存管理体制を整え、取組みを進めていく。

### 第2節 保存の方法

#### 1 保存計画区域の対象範囲

史跡宇宿貝塚の範囲は、昭和8年（1933）及び昭和29年（1954）の試掘調査、昭和30年（1955）の学術調査、昭和53年（1978）の範囲確認調査、そして、平成5年（1993）から平成8年（1996）の史跡整備に伴う発掘調査の成果に基づき、縄文時代後期から縄文時代晩期を主体とした遺構、遺物が確認された範囲及び、遺跡が立地する一帯の砂丘地上の一部に限られている。指定地範囲外の東側にも同一砂丘が拡がり、中世の土坑墓が確認された宇宿ダンベ山遺跡が確認されている。宇宿貝塚南側の古砂丘地には、縄文時代前期から縄文時代晩期が主体の宇宿高又遺跡や宇宿小学校遺跡、国指定重要文化財（建造物）「泉家住宅」がある。宇宿貝塚東側は新砂丘地にあたり、弥生時代並行期以降に位置づけられる宇宿港遺跡が確認されている。このことから、新旧2列の砂丘が形成され、縄文時代から断続的に生活の場として利用されたと理解できる。しかしながら、遺跡の全体像は解明できていないのが実態である。

そこで、本計画では、史跡指定地と併せて史跡指定地以外の砂丘地に形成されている遺跡を含めて保存計画区域の対象範囲とする（図23）。



図 23 保存計画区域の範囲

## 2 地区区分

史跡の適切な保存管理として、これまでの分布調査及び発掘調査で確認された遺構、遺物の密度、分布状況等を鑑みながら、保存活用計画区域について地区区分を行い（表 23・図 24），各地区においての現状変更等の取扱方針を定め、保存管理を進めていく。宇宿貝塚周辺には、宇宿高又遺跡、宇宿小学校遺跡、宇宿港遺跡等の遺跡が確認されており、地区区分及びその範囲は、今後の追加指定や発掘調査の進展によっては随時更新される可能性はある。

地区区分	概要
A 地区	宇宿貝塚が立地する砂丘上で、史跡指定及び公有化が既に行われている区域。
B 地区	宇宿貝塚と一体的に保存を図る区域（古砂丘）。中世に位置づけられる宇宿ダンベ山遺跡を含む一帯。
C 地区	宇宿貝塚の南東側に形成されている区域（新砂丘）。弥生時代並行期以降に位置づけられる宇宿港遺跡を含む一帯。畠地や施設、里道によって、部分的に砂丘地が削平され、地形の改変が認められる。

表 23 地区区分の概要

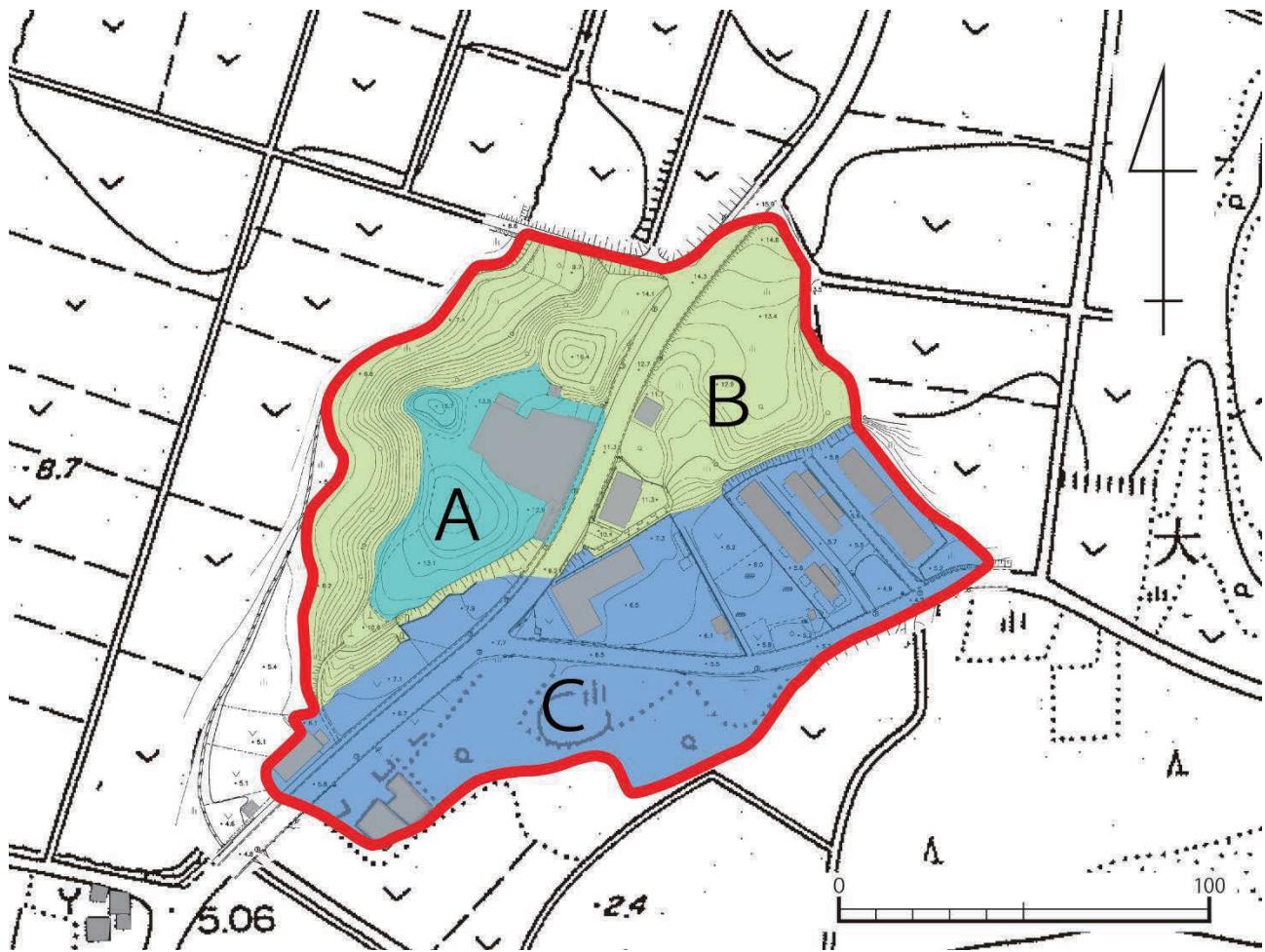


図 24 地区区分の範囲

### 3 各地区の現況

#### (1) A地区の現況

史跡が立地する古砂丘で、史跡指定の範囲内である。史跡の指定（昭和 61 年 10 月 17 日）及び公有化（平成 2～4 年度）は既に行われている。現在は、史跡公園として整備されている。史跡指定範囲内には、史跡の一部を保護する覆屋施設があり、その他覆屋に伴う高圧電気施設や上下水道管が部分的に埋設されている。

覆屋施設の未発掘箇所（約 78.5 m<sup>2</sup>）と、史跡公園南側（約 1,641 m<sup>2</sup>）は、未発掘調査地で、残存状態のよい文化層が残っている可能性が高い箇所である。

#### (2) B地区の現況

宇宿貝塚と同一砂丘上で、県道 601 号線を挟んだ東側には平成 3・4 年度（1991・1992）の発掘調査で確認された中世に位置づけられる葺石遺構や人骨を伴う土坑墓が確認された宇宿ダンベ山遺跡が立地している。この箇所は、現在、樹木等が繁茂し農業等は行われていない。

史跡の南側は現在、墓地として利用されており、今後も墓地の新設、解体、撤去等に伴う掘削行

為が行われる可能性は高い。

古砂丘斜面はソテツ等の樹木が繁茂しているが、一部、史跡公園の駐車場付近には砂丘の露頭があり、そこから、貝殻片や土器片が流出している状況である。露頭下部は、クール層（凝結砂層）が形成されている。遺物の流出に関しては早急に防止する対策が必要である。

### （3）C地区の現況

史跡が立地する古砂丘南東側の平地は現在、主に耕作地や施設として利用されている区域である。奄美市立宇宿保育所の敷地が含まれ、令和2年度（2020）の試掘調査において縄文時代から近現代にかけての遺物のほか、時期については判然としないが、人骨を伴う土坑墓が確認されている。なお、宇宿貝塚、宇宿ダンベ山遺跡、宇宿港遺跡の調査においても人骨を伴う土坑墓が確認されている。今後も建築物の新設、改築、解体、撤去、道路工事、上下水道管工事等に伴う掘削行為が行われる可能性が高い。

## 4 日常管理

史跡の適切な保存管理として、行政のみならず地域住民との連携した取組みを図る。現在、本市教育委員会は、史跡周辺の土地所有者、奄美文化財サポーターDEIDEIDEI、宇宿小学校、宇宿保育所と連携しながら、日常的保存管理の取組みを実施している（表24）。

また、本市教育委員会は、保存計画区域について、奄美文化財サポーターDEIDEIDEIと緊密な連携を図りながら定期的な巡回を実施し、状況把握を行っている。史跡指定内の清掃や草木伐採等も定期的に行い、包含層に影響が出ないように根元から抜く行為を避けるよう留意している。今後も、上記の取組みを継続的に実施し、環境保全に努めるものとする。

自然災害時には、奄美市ハザードマップと関連させ、自然災害後の被害状況の点検を行う。

関係者	日常的保存管理の取組み
奄美市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>○史跡保存計画区域の定期的巡回</li><li>○史跡指定地及び海浜の清掃</li><li>○年4回程度の史跡指定地の草木伐採</li><li>○土地境界に植栽されたソテツ管理</li><li>○史跡説明板の点検・管理</li><li>○砂丘地形の経過観察</li><li>○自然災害時における被害状況の点検</li></ul>
史跡周辺の土地所有者	<ul style="list-style-type: none"><li>○畠地や墓地の管理</li><li>○草木や樹木の伐採</li></ul>
奄美文化財サポーター DEIDEIDEI	<ul style="list-style-type: none"><li>○史跡指定地および周辺の管理</li><li>○砂丘地形の経過観察</li></ul>
奄美市立宇宿小学校	<ul style="list-style-type: none"><li>○小学校敷地の管理</li></ul>
奄美市立宇宿保育所	<ul style="list-style-type: none"><li>○保育所敷地の管理</li></ul>

表24 関係者における日常的保存管理

## **5 現状変更等の取扱方針及び基準**

---

### **(1) 現状変更等の取扱方針**

本節2で示した地区区分に応じて、地区内で予想される現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について、取扱方針及び基準を定める。

#### **①A地区**

文化財保護法に基づいた史跡指定が行われている地区である。史跡の本質的価値を構成する遺構・遺物や遺跡立地を適切かつ確実に保存する必要がある。原則として、史跡の保存・活用を目的とする行為以外は現状変更を認めないこととする。ただし、農業用水管や農道等、住民生活の維持に関わるものや史跡整備に関わるものについては、遺跡に影響を与えない範囲・方法で対処を図るものとする。A地区における現状変更行為は、文化財保護法125条による許可制で行われる。現状変更の許可申請区分については、表24に示す。

#### **②B地区**

宇宿貝塚と同一砂丘上の地区で、史跡の本質的な価値にも関わる地形を維持していく上で重要な部分である。土地所有者等の理解・協力を得ながら、史跡指定地と一体的な保存管理を積極的に進めていく必要がある。

今後の追加指定を目指す地区であり、史跡指定地（A地区）に準ずる重要区域であるため、土地所有者等の理解・協力を得ながら積極的に保存に取組んでいくものとする。

農業用水管や農道等、住民生活に関わる公益性の高いものは、共存を図る対応を行い、遺跡に影響がない範囲・方法で認める方針とする。

B地区は、「周知の埋蔵文化財包蔵地」にあたるので、開発行為を行う場合は、事前に文化財保護法93条・94条による届出・通知が必要である。本市教育委員会に相談されたい。

#### **③C地区**

宇宿貝塚の南東部の砂丘（新砂丘）に当たる地区である。「周知の埋蔵文化財包蔵地」であり、B地区同様、開発行為を行う場合は事前に文化財保護法93条・94条による届出・通知が必要である。本市教育委員会に相談されたい。

住宅の新築・増改築・解体撤去作業や上下水道管の新設・改築補修工事・畑地の造成等において、発掘調査の実施を調整し、調査結果に応じながら、土地所有者等と保存のための協議を行い、遺跡の保護について理解・協力を求める。

### **(2) 現状変更の法的根拠**

文化財保護法第125条に「現状変更等の制限及び原状回復の命令」として、下記の規定が記されている。

第125条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に關し必要な指示をすることができる。

史跡内における現状変更については、第125条第1項の規定で「史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と制限が設けられていて、原則的に文化庁長官の許可が必要とされている。

史跡内における現状変更許可の手続きを必要としない場合は、「ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない」と定められている。

また、文化財保護法施行令第5条第4項には、市で実施できる現状変更許可（史跡への影響が軽微であるもの）について、下記の規定がある。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第5条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヲに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつ

ては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）  
で 2 年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記

念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

ニ 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。